

入院に関する事項について

(令和7年5月1日現在)

病棟別における看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者の配置について

施設基準と職員配置	受け持ち患者数（1人あたり）		
		看護職員	看護補助者
西3病棟（32床） 急性期一般入院料6及び地域包括ケア入院医療管理料1 1日に8人以上の看護職員と 1日に3人以上の看護補助者が勤務	日勤帯	5人以内	9人以内
	夜勤帯	13人以内	—
東2病棟（52床） 障害者施設等10対1入院基本料 1日に13人以上の看護職員が勤務と 1日に5人以上の看護補助者が勤務	日勤帯	5人以内	11人以内
	夜勤帯	15人以内	43人以内
東3病棟（24床） 回復期リハビリテーション病棟入院料3 1日に4人以上の看護職員と 1日に2人以上の看護補助者が勤務	日勤帯	6人以内	18人以内
	夜勤帯	18人以内	18人以内
東4病棟（25床） 療養病棟入院基本料1 1日に4人以上の看護職員と 1日に4人以上の看護補助者が勤務	日勤帯	8人以内	8人以内
	夜勤帯	23人以内	23人以内

日勤帯（8:30～17:30）夜勤帯（16:00～9:30）

当院ではすべての病棟において患者負担による「付添看護」は認められておりません。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について
 当院では入院の際に医師をはじめとする医療従事者等が共同して、患者さんに対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

入院時食事療養、入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

特別メニューの食事の提供について

お好みで食事をお選びいただける特別メニューを昼食及び夕食に提供しております。特別メニューの食事をお選びいただいた場合には、材料費相当分等の費用として1食あたり別途32円が必要です。詳しくは院内掲示をご覧ください。

届出を行っている施設基準

当院では、次の施設基準に適合している旨を九州厚生局長へ届出しております。

基本診療料

- ・ 急性期一般入院料 6（西 3 階病棟）
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1（西 3 階病棟）
 - 看護職員配置加算, 看護補助者配置加算
- ・ 障害者施設等 10 対 1 入院基本料（東 2 階病棟）
 - 夜間看護体制加算, 看護補助加算
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 3（東 3 階病棟）
 - 休日リハビリテーション提供体制加算
- ・ 療養病棟入院基本料 1（東 4 階病棟）
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ 感染対策向上加算 3
 - 連携強化加算, サーベイランス強化加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ データ提出加算 1 口, 3 口
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算

特掲診療料

- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2, 3
- ・ ニコチン依存管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）,（Ⅱ）
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料（36）

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。発行を希望される方は、総合受付にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、総合受付にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたらスタッフまでご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方加算 1	10 点
一般名処方加算 2	8 点

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進について

令和 7 年 5 月

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、厚生労働省の安全基準に達した医薬品で、尚且つ流通の安定供給を優先して採用しております。

○医薬品の供給不足等が発生した場合には、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができるように体制を整備しております。

○医薬品の供給状況に応じて患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者さんにご説明致します。

皆様のご理解ご協力を何卒よろしくお願い致します。

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

医療情報取得加算	
初診時	1 点
再診時（3 月に 1 回に算定）	1 点

保険給付外料金に係る掲示

令和7年4月1日 改訂

今般、健康保険とは別に提供される、療養の給付と直接関係ないサービス等の提供にかかる費用の徴収につきまして、次の通り申し受けることといたします。
※下記の金額は消費税込みの金額となります。

1. 入院生活上のサービスに係る費用

貸与		負担金
テレビ 貸与代	1日	209 円

2. 公的保険給付とは関係ない文書の発行に関する費用

文書種類	負担金
普通診断書	3,300 円
普通証明書	1,100 円
死亡診断書	3,300 円
生命保険用診断書(入院証明書)	5,500 円

3. カルテ開示に関する費用

内容	負担金
カルテ等開示手数料	5,500 円
カルテ等開示コピー代(1枚)	20 円
カルテ等開示CD代(1枚)	1,100 円

4. 予防接種の費用

予防接種種類	負担金
インフルエンザワクチン 1回	4,320 円

5. 保険外併用療養費(選定療養)

・ 特別の療養環境の提供(差額ベッド)

病棟	種類	該当する部屋		負担金
西3階 地域包括 ケア病床	個室	362号	1日につき	2,200 円
	個室	363号	1日につき	2,200 円
西3階 一般病棟	個室	367号	1日につき	3,300 円
	個室	351号	1日につき	3,400 円
	2人室	352号	1日につき	3,400 円
東3階	個室	301号	1日につき	2,140 円
	個室	302号	1日につき	2,140 円
	個室	312A号	1日につき	2,140 円
	個室	312B号	1日につき	2,140 円

・ 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療

リハビリテーション	1回につき	1,080 円
-----------	-------	---------

・ 入院期間が180日を超える入院

急性期一般病棟	1日につき	2,070 円
---------	-------	---------

6. その他保険外費用

内容	負担金
領収書コピー代	110 円